

対象経費(直接経費)の範囲

大分類	中分類	説明
I. 設備備品費	1.研究開発用機器購入費	研究開発用機器をリース・レンタルできない場合に、委託研究業務の遂行に必要な機器、その他備品の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
	2.保守費	委託研究業務の遂行に必要な機器等の保守(機能の維持管理等)に係る労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費(ただし、Ⅱ及びⅢの1～3に含まれるものを除く)、外注を必要とした場合はそれに要する経費。
	3.改造修理費	委託研究業務の遂行に必要な機器等の改造、修繕に係る労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費(ただし、Ⅲの1から3に含まれるものを除く)、外注を必要とする場合は、それに要する経費。
II. 労務費	1.研究員費	委託研究に直接従事する研究者、設計者及び工具等の労務費(原則として、①本給、②賞与、③諸手当(福利厚生に係るものを除く)とする。ただし、I.に含まれるものを除く)。
	1-1 研究員費 (労務費標準単価表使用) (健保等級適用)	委託研究業務に直接従事する研究員のうち、健保等級を適用して労務費標準単価表を用いて労務費算定する者の労務費。
	1-2 研究員費 (労務費標準単価表使用) (年額/月額適用)	委託研究業務に直接従事する研究員のうち、給与の年額、月額を適用して労務費標準単価表を用いて労務費算定する者の労務費。
	1-3 研究員費 (労務費標準単価表不使用)	委託研究業務に直接従事する研究員のうち、労務費標準単価表適用しないで労務費算定する者(1-4、1-5を除く)の労務費。労務費単価は算出又は雇用契約等による単価を使用。
	1-4 研究員費 (高所得者)	委託研究業務に直接従事する研究員のうち、高所得者(様式2-2A「労務費標準単価表」に記載の年額、月額等の最も大きな値に比べて、給与額が特に高額な者)の労務費。
	1-5 研究員費 (専従者)	委託研究業務に直接従事する研究員のうち、当該委託研究開発のみに専従する者の労務費。
	2.研究補助員費	委託研究業務に直接従事するアルバイト、パート等の経費(福利厚生に係る経費及びI.に含まれるものを除く)。労務費標準単価表を適用しないで労務費算定する。労務費単価は算出又は雇用契約等による単価を使用。
III. その他経費	1.消耗品・備品費	委託研究業務の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2.光熱水費	委託研究業務の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。通信回線の月々の使用料等もこの項に含める。
	3.旅費・交通費	研究員が委託研究業務を遂行するために特に必要とする旅費、滞在費及び交通費であって、研究員の所属機関の旅費規程等により算定される経費。
	4.設備施設料	委託研究業務の遂行に必要な設備、施設の使用等に要する経費。

5.委員会経費	委託研究業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
6.委員調査費	委員会の委員が委託研究業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で運賃、日当、宿泊費、滞在費、その他の経費。
7.報告書作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費。
8.研究開発用機器リース・レンタル費	委託研究業務の遂行に必要な機器、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費。
9.その他特別費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費。

(注)原則として、国立大学法人、公立大学等に所属する研究者に関する労務費は積算に含むことができません。